

住民監査請求に係る証拠の提出及び陳述の取扱基準

令和3年11月30日

監査委員決定

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第7項及び第8項の規定に基づく証拠の提出及び陳述の実施については、この取扱基準によるものとする。

(請求人による証拠の提出)

第2条 証拠の提出は、請求人による陳述の開始前までに行うものとする。ただし、監査委員がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

2 提出する証拠は、請求の要旨に係る事実を証する書面に限るものとする。

3 証拠の提出は、郵便又は信書便(以下「郵便等」という。)により行うことができる。この場合において、その郵便物又は信書便物(以下「郵便物等」という。)は、第1項の陳述を行う日の前日までに監査委員事務局に到達しなければならない。

4 第1項の規定にかかわらず請求人が陳述を行わない旨の意思を表示した場合は、証拠の提出は、住民監査請求の日から起算して2週間が経過する日までに行うものとする。

5 前項の証拠の提出が郵便等により行われた場合は、その郵便物等の通信日付印により表示された日(その表示がないとき、又はその表示が明らかでないときは、その郵便物等について通常要する送付日数を基準としたときにその日に相当するものと認められる日)にその提出がなされたものとみなす。

(陳述の機会の設定)

第3条 監査委員は、住民監査請求の受理を決定した場合は、速やかに請求人の陳述の機会を設定し、その日時及び場所を請求人に通知するものとする。ただし、請求人から陳述を行わない旨の申し出があった場合は、この限りでない。

(請求人の陳述の聴取)

第4条 請求人の陳述の聴取は、監査委員の半数以上の出席により行うものとする。

2 陳述は、請求人又はその代理人が行うものとする。ただし、代理人が陳述を行う場合は、陳述を行う日までに監査委員に委任状等の代理権を証する書類を提出するものとする。

3 監査委員は、陳述をしようとする請求人が複数の場合は、陳述をする者(以下「陳述人」という。)の数を制限することができる。この場合において、請求人は、陳述人を選定し、監査委員の定める期日までに監査委員に通知しなければならない。

4 陳述は、住民監査請求の要旨を補足する内容に限るものとする。

- 5 陳述人は、監査委員の指示に従って陳述を行うものとする。
- 6 陳述の時間は、陳述人の数にかかわらず、おおむね1時間以内とする。

(関係職員等の立会い)

第5条 監査委員は、前条第1項の陳述の聴取を行おうとする場合において、必要があると認めるときは、関係のある市長その他の執行機関又は職員（以下「関係職員等」という。）を立ち合わせることができる。

- 2 監査委員は、立会いをしようとする関係職員等が複数の場合は、立会いをする者（以下「立会人」という。）の数を制限することができる。
- 3 監査委員は、必要があると認めるときは、立会人に前条の陳述の内容に関し意見を述べさせることができる。
- 4 立会人は、監査委員の指示に従わなければならない。
- 5 監査委員は、立会人の立会いが前条第1項の陳述の聴取の円滑な運営に支障を来すおそれがあると認めるときは、当該立会いを制限し、又は認めないことができる。

(関係職員等の陳述の聴取)

第6条 監査委員は、必要に応じて、関係職員等の陳述の聴取を行うものとする。

- 2 陳述は、監査委員が定める日時及び場所において行うものとする。
- 3 第4条第1項、第3項、第5項及び第6項の規定は、関係職員等の陳述の聴取において準用する。

(請求人の立会い)

第7条 監査委員は、前条第1項の陳述の聴取を行おうとする場合において、必要があると認めるときは、請求人を立ち合わせることができる。

- 2 請求人は、代理人による立会いを申し出るときは、その立会いの日までに監査委員に委任状等の代理権を証する書類を提出するものとする。
- 3 監査委員は、陳述の内容に、市の事業等の執行に支障を及ぼすおそれのある情報等が含まれていると認められるときは、当該立会いを制限し、又は認めないことができる。
- 4 第5条第2項から第4項までの規定は、請求人の立会いに準用する。

(陳述の聴取の中止等)

第8条 監査委員は、第4条又は第6条の規定により陳述をする者が監査委員の指示に従わず、円滑な運営が困難であると認められるときは、陳述を中止することができる。

- 2 監査委員は、第5条又は前条の規定により立会いをする者が監査委員の指示に従わず、円滑な運営が困難であると認められるときは、これらの者に退場を命ずることができる。

(陳述の傍聴)

第9条 監査委員は、陳述の傍聴を認めることができる。ただし、第5条第5項又は第7条第3項の規定により、立会いを制限し、又は認めない場合その他監査委員が傍聴を認めることが適当でないと認めた場合は、傍聴を認めないものとする。

- 2 監査委員は、会場その他の都合により傍聴する者の数を制限することができる。
- 3 陳述開始前に傍聴を希望する者の数が前項の規定により制限した数を超えたときは、抽選により傍聴人を決定するものとする。
- 4 傍聴人は、受付において所定の用紙に住所及び氏名を明記しなければならない。

(傍聴の禁止)

第10条 次のいずれかに該当する者には、傍聴を認めないものとする。

- (1) 酒気を帯びている者
- (2) 凶器その他他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがある物品を携帯している者
- (3) 旗、のぼりその他会場に持ち込むことが不適当な物品を携帯している者
- (4) はちまき、たすき、腕章、ヘルメット、ゼッケン等を着用し、又は携帯している者
- (5) その他陳述の円滑な運営を妨げるおそれのある者

(傍聴人の遵守事項)

第11条 傍聴人は、静粛を旨とし、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 監査委員及び監査委員事務局職員の指示に従うこと。
- (2) 拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (3) 喫煙又は飲食をしないこと。
- (4) 私語、談笑その他騒がしい行為をしないこと。
- (5) 携帯電話その他音の発生する機器の電源を切ること。
- (6) 所定の場所以外の場所に立ち入らないこと。
- (7) その他会場の秩序を乱し、又は陳述の聴取の円滑な運営を妨げないこと。

(傍聴人の退場)

第12条 監査委員は、次のいずれかに該当すると認めるときは、傍聴人に退場を命ずることができる。

- (1) 傍聴人が前2条の規定に違反したとき。
- (2) 陳述の状況から傍聴にふさわしくないと監査委員が認めたとき。

(陳述の撮影等)

第13条 陳述の写真、ビデオ等の撮影及び録音（監査委員事務局職員が、職務として行うもの

を除く。)は認めない。ただし、監査委員の許可を得たときは、陳述開始前に限り撮影を認めるものとする。

(その他)

第14条 この取扱基準に定めるもののほか、証拠の提出及び陳述等の実施に関し必要な事項は、監査委員の協議により決定する。

附 則

この取扱基準は、平成20年2月29日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年11月30日から施行する。